円借款案件【事後モニタリング】 結果表

国名	エルサルバドル
案件名	ラ・ウニオン港開発事業

I. 案件概要

(1) L/A 承諾額	112.33 億円
(2) L/A 調印日	2001年10月25日
(3) 実施機関	空港・港湾運営自治委員会(CEPA)
(4)事業概要	

エルサルバドル東部のフォンセカ湾にラ・ウニオン港を建設し、同国の港湾能力を増強することにより、増加する海運貨物需要への対応を図り、もって物流の活性化と効率化、ならびに同国東部地域経済の振興に寄与する。

Ⅱ. レビュー/モニタリング結果

(1) 事後評価における課題・指摘の概要

本事業はエルサルバドルの開発計画、優先課題、開発協力での両国の関係強化と合致している。しかし、泊地・航路の埋没現象について事前の調査が充分ではなかった可能性があること、事業開始後、ガントリー・クレーンを事業範囲外にしたことで、事業の効率性が低下した。

また、対象船型をポスト・パナマックス船に拡大したこと、泊地・航路の追加浚渫が必要とされたこと、資機材価格が高騰したことにより、事業費、事業期間は計画を上回った。

水深不足を背景にラ・ウニオン港の利用は非常に限定的な現状である。

(2) 対応結果/今後の対処方針/事業目標の達成見込み

2014 年に港湾運営コンセッション入札が公示されたが、2015 年、入札不調となった。 実施機関 CEPA は民間企業から継続してヒアリング・意見交換を実施し、民間企業が関心を示すコンセッションとなるよう検討を続け、再度のコンセッション入札実施に向け取り組んでいるが、現時点では引き続き CEPA による港湾運営が行われている。この間、日本政府及び JICA は、複数回の調査や専門家派遣の技術支援を通じて CEPA による港湾活用の取組みを側面支援した。

(3) 教訓

港湾整備事業においては、埋没土量の適切な評価、事業の重要なコンポーネントを除く際のリスクとフォローの評価、導入される新たなシステムの代替案の準備が必要。